

新・宮崎県地震減災計画 の改定の方向性について

宮崎県防災会議令和7年度第2回地震専門部会資料

減災計画の概要

最終改定以降の主な災害や防災関連計画の変遷

- 令和3年3月 「新・宮崎県地震減災計画」の最終改定
- 令和6年1月 令和6年度能登半島地震の発生
- 令和7年3月 南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定の公表
- 令和7年7月 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の公表
- 令和8年2月 「新・宮崎県地震減災計画」の改定案の正式決定（予定） ※宮崎県地震被害想定を公表予定

計画骨子

1 県民防災力の向上

- ・県民の防災意識の啓発
- ・自主防災活動の充実
- ・要配慮者の支援対策の充実
- ・学校における防災教育の推進
- ・企業防災の推進

2 住宅・建築物の耐震化、居住空間の安全確保

- ・住宅の耐震化等の促進
- ・公共建築物等の耐震化の推進

3 外部空間における安全確保対策の充実

- ・地震・津波災害に強いまちづくりの推進
- ・安全・安心な生活環境を確保するための社会資本整備
- ・土砂災害対策等の充実
- ・ライフライン対策の促進（電気、ガス、上下水道、通信）
- ・様々な地域的課題への対応

4 津波対策の推進

- ・津波避難場所・避難経路の確保
- ・津波避難に対する普及・啓発
- ・津波情報の迅速・的確な伝達
- ・津波からの避難体制の充実
- ・津波を防御する施設の整備・充実等

5 被災者の救助・救命対策

- ・迅速な救助のための体制強化
- ・災害時医療体制の強化
- ・保健衛生・防疫対策

6 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立

- ・県の防災体制の充実
- ・市町村の防災対策の充実
- ・国、指定公共機関との連携強化
- ・企業、民間団体との連携強化
- ・広域連携体制の確立

減災目標

- ・住宅の耐震化率（約80%）を90%に向上
- ・早期避難率（55.5%）を70%に向上



人的被害（死者数）を
15,000人から2,700人へ

さらなる対策
→

限りなく
ゼロへ！

減災計画改定の方向性

(1) 減災目標の見直し

《現状》・住宅の耐震化率：現行の約80%⇒90%
・早期避難率（すぐに避難する人の割合）：55.5%⇒70%  人的被害を約15,000人から2,700人に軽減



《改定》・国の被害想定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画、今年度公表予定の県地震被害想定結果を踏まえて、
減災目標を見直す。

(2) 計画期間や減災対策の目標年次の設定

《現状》・減災対策の期間は、短期・中期・長期で設定している（具体的な始期・終期の定めがない）。



《改定》・国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画や先行事例を参考に、**計画期間および目標年次を設定**する。

(3) 計画骨子や減災対策の見直し

《現状》・具体的な減災対策は、令和2年度改定が最終である（取組状況については毎年度調査を実施）。



《改定》・国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画や能登半島地震の教訓等を参考に、
減災対策の取組に、**新たな取組内容を追加するとともに、個々の取組について具体的な数値目標も検討**する。

減災計画改定の具体案

(1) 減災目標の設定（案）

- ・県における減災目標は、国の減災目標や地震被害想定結果を踏まえて更新する。

※国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画における減災目標は、

「今後10年間で、想定される死者数をおおむね8割減少、想定される建築物の全壊焼失棟数をおおむね5割減少」

(2) 計画期間の設定（案）

- ・計画期間は10年(令和8年度～令和17年度)とする。

※国は、推進計画における具体目標は、基本的に令和8年度から今後10年間で達成すべきものとしている。

(3) 計画骨子や数値目標の見直し（案）

《主な見直し事項（例）》

①上位関連計画（南海トラフ地震防災対策推進基本計画、国土強靭化基本計画、国土形成計画など）の内容を踏まえた防災対策の見直し
⇒災害関連死、南海トラフ地震臨時情報などに関する対応の追加

②能登半島地震の教訓を踏まえた防災対策の追加

⇒受援・応援体制、デジタル技術の活用などに関する取組の追加

③県の関連計画（地域防災計画や強靭化地域計画等）や県の現況を踏まえた防災対策や関連事業の見直し

⇒県の各部局と調整しながら、計画や事業一覧に掲載する防災対策や関連事業の見直しを実施予定